

「令和元年度『住めば、北区東京。』プレミアム付商品券」取扱店募集要項

令和元年6月
東京都北区

【1 目的】

消費税・地方消費税率引上げに際して、地域における消費を喚起・下支えするために発行する北区プレミアム付商品券の使用可能店舗（以下「取扱店」という。）を募集する。

【2 商品券概要】

- (1) 名称 「令和元年度『住めば、北区東京。』プレミアム付商品券」(以下「商品券」という。)
- (2) 商品券有効期間 令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)
※有効期間内の取引のみ有効。
- (3) 発行者 東京都北区
- (4) 販売単位 1冊5,000円分(額面500円券×10枚つづり)を4,000円で販売
- (5) 最大発行予定冊数 360,000冊
- (6) 販売期間 令和元年10月1日(火)～令和2年2月28日(金)
- (7) 販売場所 区内郵便局等

【3 商品券使用方法】

取扱店が取扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払に使用する。

- ・一部対象外商品あり
- ・つり銭の支払いは不可

【4 商品券の使用対象にならない商品・サービス等】

- (1) 地域経済の振興に直接的に資することが想定しがたい国・地方公共団体への支払いや出資・債務の支払い(税金、国民健康保険料、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード及び電子マネーへのチャージ等の換金性の高いものや、使用期間中に消費されない可能性があるもの
- (3) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 不動産・金融商品の購入
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に係る支払い
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるもの
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) その他発行者が指定するものや、取扱店が独自に定めるもの

【5 対象取扱店業種】

小売業、飲食業、サービス業等の区民が日常的に買い物またはサービス等の提供を受けることができる店舗

【6 取扱店の登録】

商品券の使用による商品の販売・サービスの提供等は、本事業への登録を行った取扱店のみで行うことができる。

(1) 登録資格要件

取扱店として登録するには、次の①及び②の要件を満たし、本募集要項及び誓約事項（別添『「令和元年度『住めば、北区東京。』プレミアム付商品券」取扱店における暴力団排除に関する誓約事項』参照）に同意すること。

① 取扱店への登録を希望する北区商店街連合会の会員又は北区内に店舗若しくは事業所を有する事業者。ただし、次に掲げる事業者は、取扱店の登録資格を有しない。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行なっている事業者
- イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- ウ 入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- エ 【4 商品券の使用対象にならない商品・サービス等】に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- オ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- カ 東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第3号に該当する者
- キ その他、発行者が対象外とすることが適当と認められた者

② 使用済商品券の換金のため、別添「「令和元年度『住めば、北区東京。』プレミアム付商品券」事業における指定金融機関」（以下「本事業指定金融機関」という。）に記載の金融機関に、普通預金口座又は当座預金口座を開設している（又は新規に口座を開設できる）こと。

(2) 取扱店の登録申込手続き及び締切日

取扱店の登録を希望する店舗は、次のいずれかの方法により登録の申込を行うこと。

- ① 令和元年7月31日（水）までに北区公式ホームページより、募集要項及び誓約事項に同意の上申し込む。
- ② ①の方法による申込が困難な店舗については、取扱店専用コールセンターへ電話で連絡し、専用の申込用紙に記入することにより申し込む。

※令和元年8月1日（木）以降に申込を行った場合には、商品券購入希望者に配布する取扱店一覧には掲載されないことを了承のうえ申し込むこと。

(3) 取扱店登録完了の確認方法

8月下旬頃までに、登録が完了した取扱店へ「登録完了のお知らせ」を送付する。審査の結果、登録資格要件に該当しないと判断した店舗については、その旨を通知する。また、登録が完了した取扱店へ

は、9月下旬頃までに「取扱店登録証」、取扱店マニュアル及び掲示ポスター等、取扱店としての運営に必要となるものを送付する。

(4) 取扱店登録料

取扱店として登録するための料金は無料とする。

【7 取扱店の周知】

取扱店の周知のため、発行者は以下を行う。

- (1) 登録完了後、各店舗に掲示できるポスターを郵送配布する。
- (2) 取扱店一覧に掲載し、商品券購入希望者に配布する。
- (3) 北区公式ホームページに取扱店一覧を掲載する。

【8 取扱店の責務】

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者が使用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- (2) 商品券の使用対象としない商品を独自に定める場合は、予め使用者が認識できるようわかりやすく明示すること。
- (3) 商品券が偽造されたものでないことを確認したうえで、商品等を販売すること。偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに発行者に申し出ること。

※確認方法については、登録が完了した取扱店へ9月下旬頃までに送付する「取扱店マニュアル」に記載する。

- (4) 商品等販売時に代金として受け取った商品券（以下「使用済商品券」という。）には、裏面に店印を押印又は店名を記入すること。
- (5) 裏面に他店の押印又は他店の記入のある商品券は、受け取りを拒否すること。
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買及び再使用をしないこと。
- (7) 取扱店関係者が自ら購入した商品券を商品の購入・サービス等の提供等を経ずに換金しないこと。
- (8) 取扱店関係者が自ら購入した商品券を取扱店の営業に係る商品仕入れ等に使用しないこと。
- (9) 使用済商品券は、換金まで適切に管理・保管すること。（発行者は、商品販売後から換金までの商品券の紛失・盗難等の責を負わない。）
- (10) 使用済商品券は、換金前に半券を切り取り、入金の確認ができるまで控えとして保管すること。
- (11) 発行者が行う商品券に関する調査等に協力すること。
- (12) 本募集要項の内容及び発行者からの指示を遵守すること。

【9 取扱店資格の喪失等】

本募集要項及び誓約事項に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、取扱店登録の取り消し（取り消したことの公表）及び損害金の請求等を行うことがある。

【10 届け出事項の変更】

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに北区に届け出ること。

【11 商品券の換金方法】

(1) 口座の開設（本事業指定金融機関に換金用口座が無い場合）

本事業指定金融機関に普通預金口座又は当座預金口座を開設する。

（別添『本事業指定金融機関』参照）

※口座は店舗又は営業者名義等、取扱店との関係がわかる口座に限る。

※口座開設の審査には2週間程度かかることがある。また、所在地や審査結果によっては開設できない場合もあるので、早めに金融機関へ相談すること。

(2) 窓口での換金

本事業指定金融機関の換金受付可能な店舗・出張所（別添『本事業指定金融機関』参照）に、以下の①～④を持参し、換金の申込みをする。

- ①使用済商品券
- ②換金申込書（用紙は金融機関窓口にも備え置く）
- ③取扱店登録証
- ④預金通帳又は当座預金入金帳

※上記の他、金融機関が指定する書類に記入を求められる場合がある。

※使用済商品券は、窓口へ提出する前に、裏面に店舗名を記載又は押印し、半券を切り取り控えとして保管すること。

※預金通帳又は当座預金入金帳が持参できない場合は、事前にコールセンターに相談すること。

※換金にかかる日数は金融機関によって異なる。（概ね当日～2営業日程度）

ただし、一度に大量の商品券を換金する場合には、入金まで数週間かかることがある。

※換金手数料は無料とする。

(3) 換金期間

使用者から受け取った商品券の換金期間は、令和元年10月1日（火）から**令和2年4月10日（金）**（各金融機関営業時間内）までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

【12 お問い合わせ先】

北区プレミアム付商品券 取扱店専用コールセンター

取扱店専用TEL 048-872-1050

平日 9:00～17:00（土・日・祝祭日・年末年始除く）